

新規事業評価調書

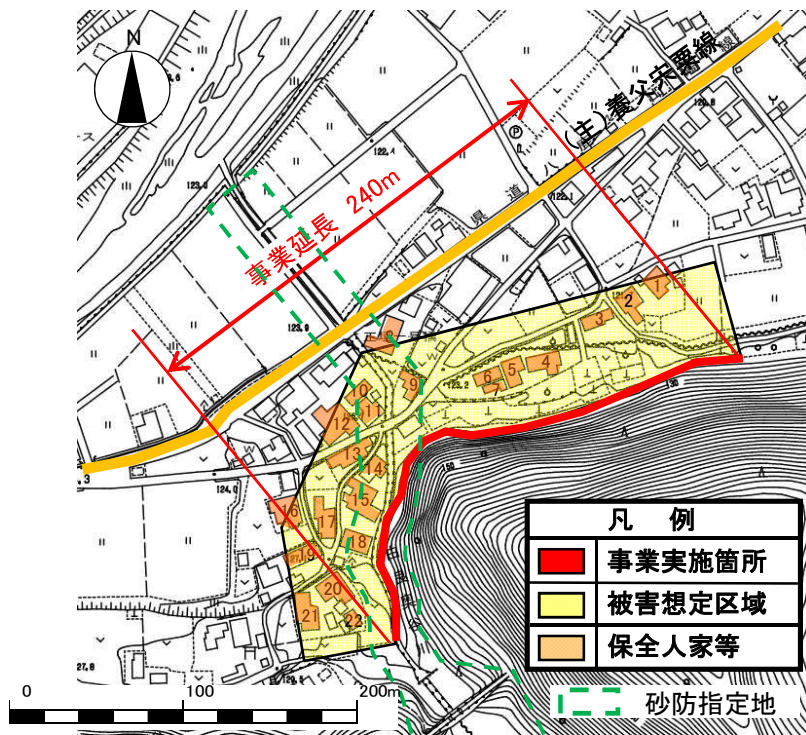
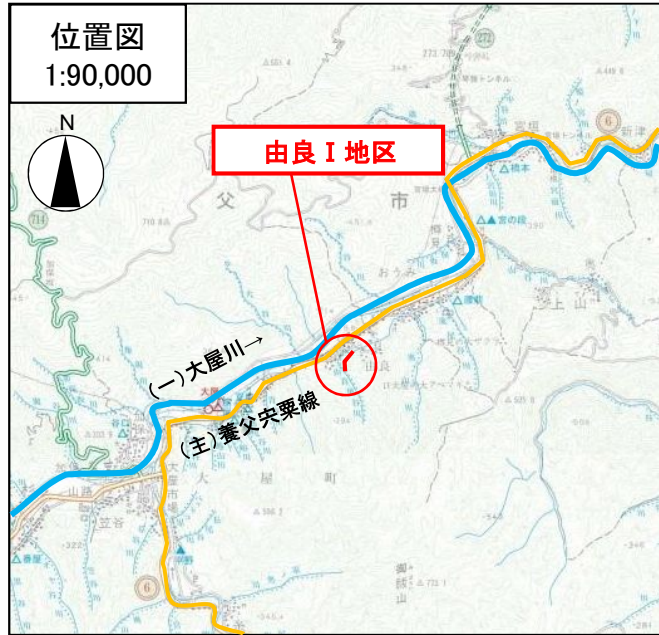
【県単独土砂災害対策事業】

由良地区

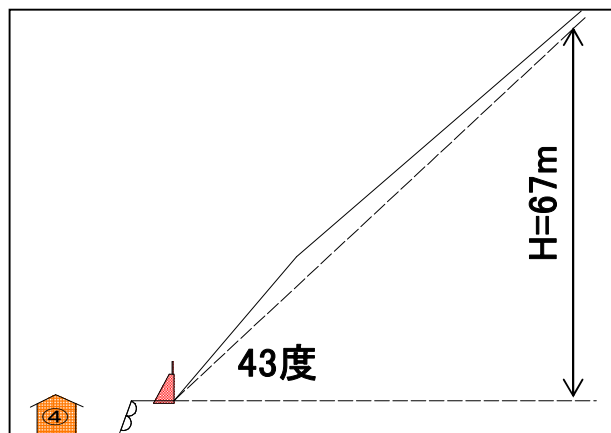
県土整備部
土木局 砂防課

投資事業評価調書（新規）

部課室名	県土整備部土木局 砂防課	記入責任者職氏名 (担当者氏名)	砂防課長 高谷和彦 (班長 肥田憲明)	内線	4459 (4467)	
事業種目	事業名	事業区間	総事業費	内用地補償費	着手予定年度	完了予定年度
砂防事業 急傾斜地 崩壊対策 事業	県単独土砂災害対策事業 ゆら地区 由良地区	養父市 おおやちようゆら 大屋町由良	2.0 億円	—	平成 27 年度	平成 29 年度
事業目的			事業内容			
<p>当地区は、斜面崩壊の危険性が高いことから、急傾斜地崩壊危険箇所となっており、斜面の下部には人家 22 戸、市道がある。</p> <p>そのため、地域の人命・財産を守り、安全・安心な暮らしを支えるために、「第 2 次山地防災・土砂災害対策 5 箇年計画 (H26～H30)」に基づき、急傾斜地崩壊対策を実施する。</p>			<p>擁壁工 延長240m 高さ3.0m～6.0m</p> <p>【急傾斜地対策区間負担割合】 県： 90.0% 地 元： 10.0%</p>			
評価視点	評価結果の説明					
(1) 必要性	<p>① 由良地区にある急傾斜地崩壊危険箇所（大屋中学校より東へ約2.8km）である。</p> <p>② 斜面荒廃が進行しており、危険な状態である。</p> <p>③ がけ直下に多くの人家が連たんしており、土砂災害の危険性が高い。</p>					
(2) 有効性 ・ 効率性 (執行環境状況)	<p>① 警戒避難体制の整備に加え、ハード整備により土砂災害対策の充実を図り、地域の安全・安心な暮らしの確保に大きな効果がある。</p> <p>② 当地区では(砂)由良奥谷川の砂防指定地にかかる区間が約半分を占め、それ以外の区間だけでは急傾斜地崩壊対策事業の公共事業採択要件に充たない。このため県単独事業にて、砂防指定地区間を砂防事業で、それ以外を急傾斜地対策事業で一体的に対策を行なうことにより、対策効果を発揮する。</p> <p>③ 地元要望が強く、工事に対する地元の理解が得られていることから、円滑な事業の執行が可能である。</p>					
(3) 環境適合性	① 擁壁の施工にあたり、切土面を最小限にとどめ、周辺環境との調和に努める。					
(4) 優先性	① 保全対象には人家22戸、市道がある。また、斜面の荒廃が進行していることから、早期事業着手を図る。					



横断面図



箇所名

由良地区